

限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか？

市では、入院時に医療機関へ提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」と、入院したときの食事代の負担が軽減される「標準負担額減額認定証」を年齢、課税状況などに応じて交付しています。交付には申請が必要です。入院することになったときには入院する前に各総合支所市民福祉課で手続きをしてください。申請は随時受け付けています。

長寿医療（後期高齢者医療）被保険者

◇限度額適用・標準負担額減額認定証

入院をしたときに、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代が減額されます。

【対象者】 住民税非課税世帯の被保険者

▶適用区分が「低所得者Ⅱ」の人で、減額認定証交付後入院日数が90日を超える場合、食事代の負担がさらに軽減されます。申請の際に入院日数が分かる病院の領収書などを添付してください。申請のあった月の翌月から該当となります。

※低所得者とは

▶低所得者Ⅱ＝世帯全員が住民税非課税で、低所得者Ⅰに該当しない場合。

▶低所得者Ⅰ＝世帯全員が住民税非課税、世帯の所得が0円の場合（年金所得は控除額80万円）。

*適用区分についてはお問い合わせください。

《 注意事項 》

○さかのぼっての適用はできません。

○自己負担限度額には、食事代や差額ベッド代などは含まれません。

【長寿医療（後期高齢者医療）被保険者および70歳以上の国民健康保険被保険者の自己負担限度額】

| 区分 | 外来（個人ごと） | 外来+入院（世帯単位） |
|---------|----------|--|
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 80,100円 + [(実際の医療費 - 267,000円) × 1%] (4回目以降(※1): 44,400円) |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 低所得者 | 8,000円 | Ⅱ 24,600円 |
| | | Ⅰ 15,000円 |

【70歳未満の国民健康保険被保険者の自己負担限度額】

| 区分 | 3回目まで | 4回目以降(※1) |
|--------|---------------------------------------|-----------|
| 上位所得者 | 150,000円 + [(実際の医療費 - 500,000円) × 1%] | 83,400円 |
| 一般 | 80,100円 + [(実際の医療費 - 267,000円) × 1%] | 44,400円 |
| 住民税非課税 | 35,400円 | 24,600円 |

(※1) 過去12カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合

【入院したときの食事代】

| 長寿医療（後期高齢者医療） | 食事代 | |
|---------------|-------------|---------|
| 現役並み所得者・一般 | 1食 260円 | |
| 低所得者Ⅱ | 90日以内 | 1食 210円 |
| | 認定証交付後90日以上 | 1食 160円 |
| 低所得者Ⅰ | 1食 100円 | |

●療養病床の場合は、食費・居住費の負担となり、負担額が異なります。

【入院したときの食事代】

| 国民健康保険 | 食事代 | |
|--|-----------|---------|
| 上位所得者（現役並み所得者）・一般 | 1食 260円 | |
| 住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ） | 90日以内(※2) | 1食 210円 |
| | 90日以上(※2) | 1食 160円 |
| 住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の人(低所得者Ⅰ) | 1食 100円 | |

(※2) 過去12カ月の入院日数

国民健康保険被保険者

◇限度額適用認定証

入院をしたときに、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

【対象者】 70歳未満の人で、原則、国民健康保険税に滞納がない世帯の人

◇限度額適用・標準負担額減額認定証

入院をしたときに、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代が減額されます。

【対象者】 原則、国民健康保険税の滞納がなく、世帯主と加入者が住民税非課税世帯の人

▶住民税非課税世帯の人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、食事代の負担がさらに軽減されます。申請の際に入院日数が分かる病院の領収書などを添付してください。申請のあった月の翌月から該当となります。

共 通 事 項

【申請に必要なもの】 被保険者証、印鑑

【申請場所】 各総合支所市民福祉課

【問い合わせ】

市民生活部国保年金課 ☎ 0220 (58) 2166



◇住所異動の届け出

| | 届け出の種類 | 届け出に必要なもの | 届け出期限 |
|--------------|--------|--|--------------|
| 市外から転入したとき | 転入届 | ▶転出証明書（前の住所地で発行） ▶国民年金手帳（該当者） ▶児童手当などに該当するときは所得証明書 | 住み始めてから14日以内 |
| 市外へ転出するとき | 転出届 | ▶印鑑登録証（登録者） ▶国民年金手帳（該当者） ▶国民健康保険被保険者証（該当者） | あらかじめ |
| 市内で住所を変更したとき | 転居届 | ▶国民年金手帳（該当者） ▶国民健康保険被保険者証（該当者） | 転居した日から14日以内 |

【注意事項】

▶届出人は、本人または世帯主です。代理人の場合は、委任状が必要になります。

また、税証明書（所得証明書など）の申請は、本人以外の場合には委任状が必要になります。

委任状は任意の様式で構いません。記入する内容など詳しく知りたい場合は、お問い合わせください。また、様式は市ホームページからダウンロードもできます。

▶届出人の本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。

▶印鑑（認印）を持参してください。

▶住所が変更になることで手続きが必要になる証書など（身障手帳、医療費助成受給者証など）を持参してください。

▶不明な場合は、お問い合わせください。

春は異動のシーズン

住所変更の手続きはお早めに

約3割が3月・4月に異動

3月・4月は、入学や就職、転勤など、1年で最も異動の多い季節で、年間に異動する人の約3割を占めます。この時期、窓口は大変込み合います。時間に余裕を持って、早めに手続きをしましょう。

また、手続きをしないと、選挙や年金、予防接種などの案内が届かず、生活に支障を来します。忘れないよう

ちに総合支所で手続きをしましょう。

書類を準備してから窓口へ

転入と転出では、手続きに必要な書類なども違ってきますので、届出に必要な書類を確認してください。また、住所が変わること、住所変更のほか、保険や福祉、学校への届け出などの手続きもあります。

【問い合わせ】各総合支所市民福祉課

春季ポリオ予防接種予定表

ポリオ予防接種は、各総合支所が指定する場所で実施します。

春と秋にしかありませんので、体調を整えて早めに受けるようにしましょう。

※BCG予防接種は、定期予防接種の対象期間が生後6カ月未満と短いため、未接種の場合は、BCGを優先して接種しましょう。

| 地区名 | 月日（曜） | 場 所 | 受付時間 | 持ち物 |
|------|----------|--------------|-------------|--------------|
| 迫 | 4月3日(金) | 迫保健センター | 13:00~13:30 | ① 母子健康手帳 |
| | 4月10日(金) | | | |
| | 4月17日(金) | | | |
| | 4月24日(金) | | | |
| 登米東和 | 4月23日(木) | 米谷公民館 | 13:00~13:30 | |
| | 4月27日(月) | | | |
| 中田 | 4月14日(火) | 中田保健福祉会館 | 13:00~13:30 | |
| | 4月20日(月) | | | |
| | 4月21日(火) | | | |
| 豊里津山 | 4月21日(火) | 豊里健康管理センター | 13:30~14:00 | |
| | 5月12日(火) | | | |
| 米山 | 4月8日(水) | 米山総合保健福祉センター | 13:00~13:15 | |
| | 4月15日(水) | | | |
| 石越 | 4月9日(木) | 石越総合支所 | 13:00~13:30 | ② ポリオ予防接種予診票 |
| | 4月10日(金) | | | |
| 南方 | 4月14日(火) | 南方保健センター | 13:00~13:30 | |
| | 4月28日(火) | | | |

【問い合わせ】

▶各総合支所市民福祉課 健康づくり係

▶市民生活部健康推進課 健康推進係 ☎ 0220 (58) 2116

食生活改善推進員養成講座受講生募集

生活習慣病を予防し、一人一人が充実した人生を送ることができるようになるためには、自分の健康は自分で守ることが大切です。日ごろの食生活や生活習慣を振り返り、健康づくりの輪を広げましょう。

【実施期間】 6月~12月

【場所】 市役所南方庁舎、南方保健センターなど

【対象者】

市内在住の20歳以上の女性

【募集人員】 30人（先着順）

【内容】 健康づくり講話、調理実習、食育・メタボリックシンドローム予防・高齢者低栄養予防・元氣とめ21計画などについて

【受講料】 無料

【申込方法】 電話

【申込期限】 4月30日（木）

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部健康推進課

地域保健係

☎ 0220 (58) 2116